

第8章 健康危機管理体制の構築

1 健康危機管理体制

(1) 現状と課題

- ・近年、大規模災害、新しい感染症、放射線事故、化学物質による災害等、さまざまな健康危機が発生し、行政に求められる対応が多様化・高度化しています。
- ・平成21年の新型インフルエンザの発生やマダニが媒介する重症熱性血小板減少症の報告、蚊が媒介するデング熱の国内発症等、国内外において報告される感染症や火山の爆発、集中豪雨による土砂災害等さまざまな健康危機が増加しています。
- ・平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震での経験を踏まえ、今後発生が見込まれる南海トラフ巨大地震発生時に他の地方公共団体や国とも連携して、情報収集、医療機関との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援及び人材の受入れ等に関する体制を構築する必要があります。
- ・県においては、「愛媛県健康危機管理要綱」を策定し、「愛媛県健康危機管理マニュアル（基本・感染症・食中毒・毒劇物・飲料水）」を整備するとともに、保健所や衛生環境研究所においても機関ごとの健康危機管理マニュアルを作成し、健康危機管理体制の整備、維持確保に努めています。特に、今後発生が危惧される新型インフルエンザ対策については、行動計画を策定し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や市町・医療機関・警察・消防・学校・企業等の関係機関との連携強化に努めています。
- ・健康危機管理対策は、平時からの備えと発生後の迅速かつ的確な対応が重要であり、一層推進する必要があります。
- ・保健所と管内市町との間で、平時から災害時における具体的な役割分担等を十分に確認しておく必要があります。地域の健康危機管理の拠点である保健所等においては、迅速な対応で的確な対応が取れるように訓練や研修を行っています。
- ・特に発災当初には、保健と医療との連携が不可欠であるため、保健所は、平時から地域の医師会・医療機関との医療提供体制の整備や関係機関（警察、消防、学校、企業等）と十分な連携・協力関係を構築しておくことが重要です。

* 健康危機管理

「感染症、食中毒、毒劇物、飲料水その他何らかの原因に生じる県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる、健康被害の発生予防、拡大防止、医療の確保に関する業務」
（「愛媛県保健福祉部健康危機管理マニュアル」より抜粋）

(2) 対策

- ・「愛媛県危機管理計画」や「愛媛県健康危機管理マニュアル」に基づき、危機管理部門や関係機関と緊密に連携し、健康危機の発生に備えるとともに、発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、模擬訓練や図上演習、マニュアルの有効性の検証等を行い、健康危機管理体制の整備・充実に努めます。
- ・健康危機に関する情報の収集に努めるとともに、県民に有用な情報の提供に努めます。

- ・広域的な危機事態が発生した場合、迅速に対応できるよう、平時から市町や医療機関等の関係機関との情報の共有・連携を強化します。
- ・保健所は、健康危機管理体制の拠点として、定期的な訓練や研修の参加・実施により、有事に迅速に対応できる職員の人材育成と資質向上に努めるとともに必要な機器・機材の整備に努めます。(災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT))
- ・保健所と市町、医療機関等との平時からの連携体制の強化を通じて、医療提供体制の確保や保健医療活動チームの調整等、保健所を中心とした災害時調整機能を確保するとともに、危機発生時における重層的・分野横断的な対応が可能となる体制を構築します。
- ・健康危機発生による被害の回復に当たっては、心のケアやPTSD対策に努めます。
- ・衛生環境研究所は、健康危機への対応と被害の回復に必要な技術情報の提供を行うために、科学的、技術的な対応の中核機関として機能強化します。

* 健康危機管理対策の基本

健康危機管理とは、感染症、食中毒、毒劇物、飲料水その他何らかの原因に生じる県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる、健康被害の発生予防、拡大防止、医療の確保に関する業務をいう。

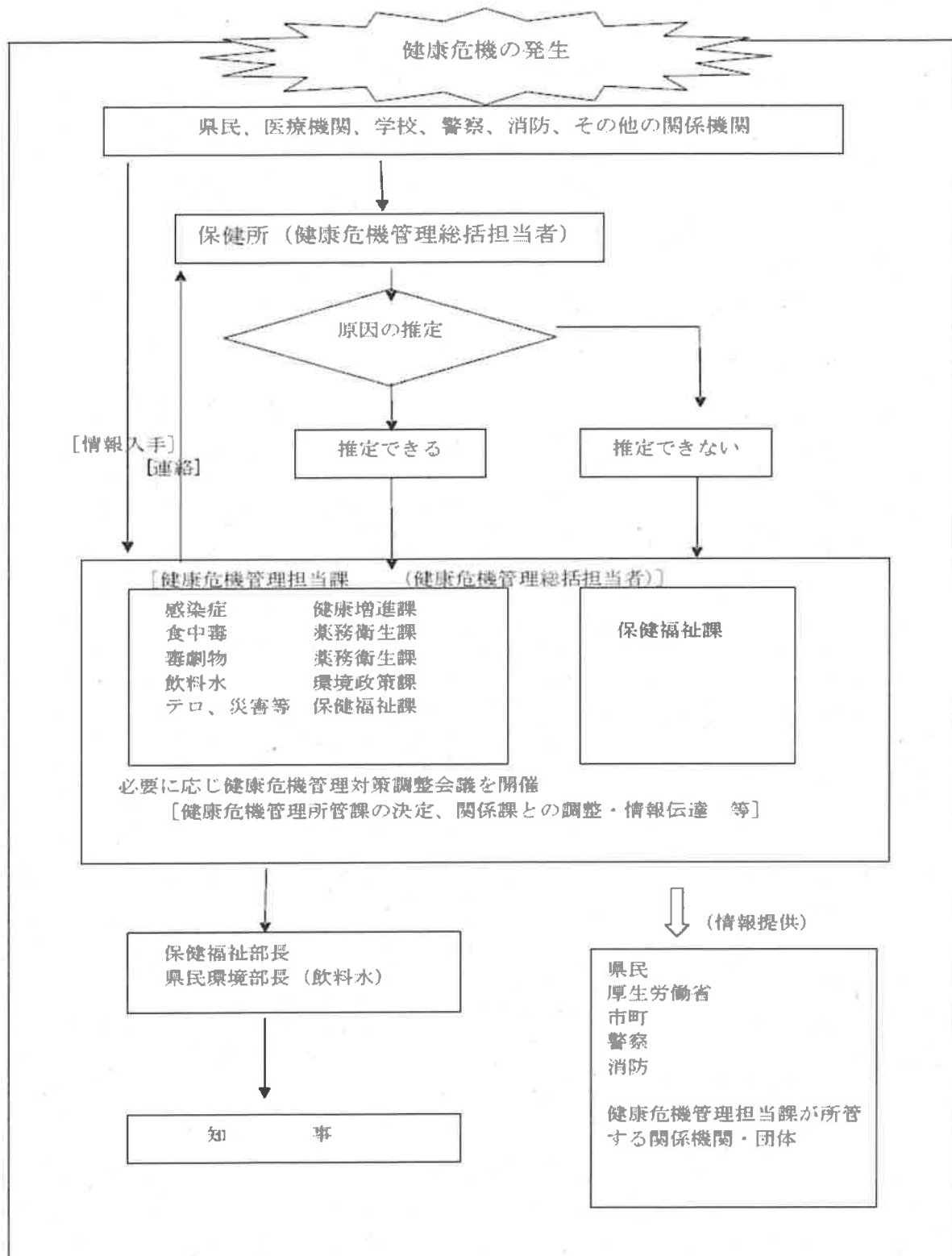
対応すべき健康危機管理事象として想定されるもの

- ① 原因不明の健康危機
- ② 災害有事（地震、台風、津波、火山噴火等）・重大健康危機（生物テロ、SARS、新型インフルエンザ等）
- ③ 医療安全（医療機関での有害事象等）
- ④ 介護等安全（施設内感染、高齢者虐待等）
- ⑤ 感染症
- ⑥ 精神保健医療（措置入院に関する対応、心のケア等）
- ⑦ 児童虐待（身体的虐待、精神的虐待、ネグレクト等）
- ⑧ 医薬品医療機器等安全（副作用被害、毒物劇物被害等）
- ⑨ 食品安全（食中毒、医薬品成分を含むいわゆる健康食品等）
- ⑩ 飲料水安全
- ⑪ 生活環境安全（原子力災害、環境汚染等）

健康危機管理の基本的な考え方

- ① 健康危機管理対策は、県民の生命と安全の確保を第一に行うこと。
- ② 平常時から健康危機の発生の未然防止と発生時に備えた準備に努めること。
- ③ 健康危機の発生時には、関係職員の情報共有を図り、迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止に努めること。
- ④ 県民に対して健康危機に関する情報を適切に提供すること。
- ⑤ 健康危機の状況を正確に把握し、科学的・客観的な評価により判断すること。特に初期対応に当たっては、あらゆる原因の可能性を想定して対応すること。
- ⑥ 情報収集や調査活動等において市町、警察、消防等関係機関と緊密な連携と協力体制を確保すること。
- ⑦ 健康被害の程度に応じた適切な医療を確保するため、患者、医薬品等の搬送受入体制の整備に努めること。
- ⑧ 健康被害に関する情報の取扱い又は援助の実施に当たってはプライバシーへの配慮を十分に行うこと。

(愛媛県健康危機管理マニュアルより抜粋)



「愛媛県健康危機管理マニュアル」より抜粋

2 医薬品等の安全対策

(1) 医薬品等の安全対策

① 現状と課題

- ・ 医薬品等の安全性、有効性及び品質の確保のためには、製造販売業者における品質管理及び製造販売後安全管理の徹底と製造業者における製造管理及び品質管理の徹底が重要で

あることから、薬事監視員による立入検査等監視指導を行っています。

- ・薬局、医薬品販売業においては、薬剤師等による医薬品の適正な管理と消費者への情報提供が規定されています。これらの適正な実現を図るために、保健所の薬事監視員による監視指導を実施しています。なお、一般用医薬品の販売については、平成 21 年度から、一般用医薬品をリスクに応じて3分類し、その分類ごとに専門家が情報提供や相談応需をする販売制度となっています。
- ・医薬品、医療機器の副作用等について、医薬品等製造販売業者及び医療機関・薬局等は、直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告することが義務付けられています。県においては、国の「医薬品・医療機器等安全性情報」を正確かつ迅速に医療機関等へ提供するように努めています。
- ・痩身用健康食品等に含まれていた医薬品成分による健康被害が全国的に問題となったことから、県においても、健康食品の買上げ検査を実施するとともに、リーフレット等を作成して県民に注意を呼びかけています。また、様々な機会を通じて、医薬品の正しい使い方について、県民に普及啓発を行っています。
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、薬価が低く設定されるので、医療費を低く抑えることができ、患者の負担も少なくなることから、国においては、その使用推進を図るため、平成 29 年 6 月の閣議決定において、2020 年 9 月までに使用割合を 80%以上とする新たな数量シェア目標が定められ、積極的に取り組んでいます。
- ・覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等による健康被害や事件が全国的に発生していることなどから、薬物乱用防止の意識啓発と不正薬物等の流通防止に取り組み、薬物乱用を許さない社会づくりを目指して活動を継続強化する必要があります。

②対策

- ・医薬品等の安全性、有効性及び品質を確保するため、GMP等の専門知識を有する薬事監視員等により医薬品等製造販売業者及び製造業者に対する監視指導の充実強化に努めるとともに、薬局、医薬品販売業者に対し、新たな販売制度に円滑に移行し、消費者に対して医薬品のリスクに応じた適正な情報提供が行われるよう、監視指導を強化します。
- ・県のホームページや関係機関の発行する医薬品情報等を活用し、医薬品等の副作用や適正使用に関する情報を、医療機関等へ正確かつ迅速に提供するように努めます。
- ・関係機関と連携して、麻薬・覚せい剤乱用防止運動や啓発活動に努めるとともに、麻薬業務所等に対する監視指導の一層の充実を図ります。

(2) 毒物・劇物事故対策

①現状と課題

- ・毒物・劇物はあらゆる分野で利用されており、取扱いを誤ると重大な事故の発生につながったり、テロや武力攻撃を受けた場合には、人の健康又は生活環境に多大な危害を及ぼしたりすることが予想されるため、これら事故等の初期段階における応急措置と適切な医療及び原因物質の早急な究明が重要です。
- ・毒物・劇物による事故又は危害を未然に防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者等に対し監視指導や講習会を実施し、適正な保管管理・取扱い等事故防止対策の徹底を図

る必要があります。

②対策

- ・毒物・劇物の事故等の発生時に速やかに対応するため、警察署、消防機関、医療機関及び行政機関等が連携した緊急連絡体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携により解毒剤の在庫状況の把握等を行い適切な情報を提供します。
- ・毒物・劇物による事故等の発生を防止するため、毒物劇物営業者等の施設・店舗への立入検査や毒物・劇物の運搬車両の指導・取締り、農薬危害防止運動等を実施し、毒物・劇物の適正な保管や取扱い等に関する管理の徹底を図ります。
- ・毒物・劇物の事故発生時における二次災害を防止するため、簡易測定キット等を各保健所に配備し、緊急時に消防機関等に協力できるよう体制を整えます。

3 食品の安全衛生

(1)食品の安全衛生

①現状と課題

- ・食品の生産・加工（製造）・流通及び消費の全ての段階で、関係部局が一元的に取り組める庁内体制として「えひめ食の安全・安心推進本部」を設置して、「愛媛県食の安全安心推進条例」及び「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」に基づき、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。
- ・食品営業者は、施設ごとに食品衛生責任者（一部業種においては食品衛生管理者）を設置し、自主的な衛生管理の向上に努めています。
- ・県下5保健所に食品衛生監視機動班を設置し、食品営業施設の監視指導や流通する食品の抜き取り検査を行っています。
- ・食肉衛生検査センターにおいて、食肉・食鳥肉の安全確保を図るため、と畜場法・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査を実施しています。
- ・食品衛生協会では食品衛生指導員を設置して巡回指導を行っています。
- ・食品の製造・加工・流通形態の多様化に伴い、従来とは異なった食品衛生対策が必要となっています。

②対策

- ・食中毒や不良食品の回収情報等をホームページやメールマガジン等で情報提供することにより、食品による健康被害の拡大防止を図ります。
- ・愛媛県食品自主衛生管理認証制度（愛媛県HACCP制度）の基準を満たす県内の食品関連事業者（施設）の認証やHACCP（危害分析重要管理点）方式による衛生管理の導入、専門的な立場から相談・助言を行う食品衛生推進員の設置等、食品関係営業者の自主的衛生管理の推進を図ります。
- ・牛海綿状脳症（BSE）に関して、県民の不安解消のため関係機関とも連携を図りながら迅速かつ的確な情報提供を行います。

(2) 食中毒防止対策

①現状と課題

- ・カンピロバクターやノロウイルス等、わずかな量の病原体の感染で発症する食中毒の事例が県内で発生しています。
- ・近年、全国的に加熱不十分な鶏肉を原因としたカンピロバクターによる食中毒の事例が多発しており、注意喚起が必要です。
- ・腸管出血性大腸菌やノロウイルス等、食中毒の原因であるとともに感染症の原因でもある病原体による有症者の発生事案が全国的に多発しています。
- ・同一病原体による有症者が、複数自治体にまたがる広域で同時に多発する事案が発生しています。

②対策

- ・県内の広域で危害が発生した際に迅速に対応できるよう、保健所間の食品衛生監視機動班の協力体制を強化します。
- ・高度化、専門化する食品製造現場に対応するため、食品衛生監視員の資質の向上に努めます。
- ・食品営業者による自主衛生管理の徹底を推進します。
- ・正確、迅速な情報収集を行うとともに、情報を積極的に開示します。
- ・食中毒、感染症双方が疑われる事案については、食品衛生担当と感染症担当が共同で調査、対応します。
- ・複数自治体にまたがる広域で危害が発生した際には、厚生労働省及び関係自治体間で必要な情報の共有を行い、連携して対応します。

4 生活環境衛生対策

(1) 生活衛生対策

①現状と課題

- ・県民の日常生活に密接かつ不可欠な生活衛生関係営業・施設の衛生水準の確保は、今後とも徹底していく必要があります。
- ・近年の生活様式の変化や消費者ニーズの多様化に伴う従来と異なる形態の営業・施設の出現に対応した衛生水準の確保を図る必要があります。
- ・生活衛生関係営業者の多くは中小零細業者であり、今後とも経営の健全化に努める必要があります。一度に多くの人々が利用する特定建築物や入浴施設が増加しており、これらの営業・施設における衛生的な環境を確保する必要があります。

②対策

- ・生活衛生関係営業・施設に対する計画的、効率的な監視と生活衛生関係営業者の組織の自主的活動の促進に努めます。
- ・新形態の営業・施設についての情報収集と必要な指導を行います。
- ・生活衛生関係営業者の経営の健全化、円滑な経営指導や情報提供を行うための生活衛生関

係営業団体の育成指導に努めます。

- ・ 特定建築物、公衆浴場等の多数集合施設に対する立入調査と適正指導に努めます。

(2) 飲料水の確保

①現状と課題

- ・ 水道は、県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない基幹的な施設で、地下水が豊富で井戸を使用している地域もありますが、山間部等に残る水道未普及地域の解消を図る必要があります。
- ・ 既設の水道についても、小規模な水道が多く経営基盤が弱いことから、施設の運転管理、水質管理、危機管理体制を強化し、経営の広域化・合理化を図るため、水道事業の統廃合が必要です。
- ・ 水道原水の水質の悪化並びにクリプトスポリジウム等耐塩素性微生物等に対応した浄水の高度化を図り、安全で安定した生活用水の供給が求められています。
- ・ 既存の水道施設の耐震化、鉛製給水管や石綿セメント管の更新が必要です。

②対策

- ・ 将来の水需要に対応できる安定した水源の確保に努めます。
- ・ 飲料水の衛生を確保するため、水道水の高度処理を図るほか、水道の水質について、監視体制を強化するとともに、水質検査体制の強化を図ります。
- ・ 市町の実施する水道施設整備について、水道施設の耐震化促進や水道事業の統廃合の促進を助言し推進します。
- ・ 水道施設巡回指導の強化を図ります。

(3) 環境汚染対策

①現状と課題

- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境基準は、工場・事業場対策等の進展に伴い、ほぼ環境基準を達成していますが、なお環境基準を達成していない項目や地域があります。
- ・ 特に、河川における環境基準達成率は近年おおむね 70～80%台で推移しています。
- ・ この汚染原因は、日常生活に伴って排出される未処理の生活排水が主であり、また、下水道や合併処理浄化槽等で生活排水を処理している汚水処理人口普及率が平成 22 年度末で 70.3%（全国 38 位）と低いことから、引き続き生活排水対策が必要です。
- ・ ダイオキシン類や内分泌攪乱作用を有する化学物質等の有害化学物質については、環境挙動等の詳細が不明なことから引き続き、発生源や環境実態の把握が必要です。

②対策

- ・ 工場等の公害対策の促進を図ります。
- ・ 都市型・生活型公害対策の推進を図ります。
- ・ 生活排水対策の推進を図ります。
- ・ 有害化学物質対策の推進を図ります。

5 その他の健康危機管理対策

(1) 児童虐待対策

① 現状と課題

- ・ 全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、平成 2 年度の調査開始以来、連続で過去最多を更新しており、県内でも面前DVに係る警察からの通告、県民や関係者の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加等により、平成 24 年以降大幅に増加しています。児童虐待は、子どもの心や身体に深い傷を与えるばかりでなく、命を奪うことにもなりかねない重大な問題であり、児童相談所を中核に市町や関係機関等と緊密な連携のもと、地域全体で発生予防から早期発見・早期対応、さらには自立に向けた支援に取り組むことが重要です。

〔児童相談所における児童虐待相談対応の状況〕

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 県内児童相談所 | 379 | 565 | 597 | 718 | 803 |
| 市町 | 254 | 267 | 299 | 347 | 443 |
| 全国児童相談所 | 66,701 | 73,802 | 88,931 | 103,286 | 122,578 |

- ・ 被虐待児の約 4 割が学齢期前児童であり、虐待者は実父母が約 9 割を占めています。子どもの命が奪われるなど重大な事件に発展する場合もあり、国の検証結果報告では虐待死事例で死亡した子どもの年齢は 0 歳が最も多く、妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化が必要であると指摘されています。
- ・ 支援を要する妊婦や児童を発見しやすい医療機関や学校等が、市町への情報提供を通じて、必要な支援につなげていくことが必要です。
- ・ 平成 28 年 10 月施行の改正児童福祉法では、児童相談所における児童福祉司の配置標準が見直されたほか、医師又は保健師の配置や弁護士との連携又はこれに準ずる措置等が明記されました。
- ・ 保健所や医療機関、学校等は、市町が設置運営する要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関が連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。
- ・ 親権停止制度の創設（平成 24 年度）や児童相談所全国共通ダイヤルの 3 桁化（189）（平成 27 年 7 月）、養子縁組里親の法定化（平成 29 年度）等、児童虐待防止対策を強化するための制度が拡充されており、更なる周知に努め、県民や関係機関の理解を深める必要があります。

② 対策

〔発生予防・早期発見〕

- ・ 生後 4 ヶ月までの乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等、市町の「地域子ども・子育て支援事業」を積極的に支援し、地域母子保健事業との連携により、子育て家庭の孤立化と虐待の防止に努めます。
- ・ 児童虐待防止推進月間(11 月)を中心とした「愛媛オレンジリボンキャンペーン」等、啓

発活動による虐待を許さない社会づくりを推進します。

〔早期発見・早期対応〕

- ・児童福祉司等を計画的に配置するとともに、弁護士による支援体制の整備や精神科医等との連携を促進し、児童相談所の体制強化と専門性の向上を図ります。
- ・児童支援コーディネーターの派遣や担当職員を対象とした研修の充実により、市町の要保護児童対策地域協議会の機能強化を積極的に支援するとともに、「市町要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」を活用するなどして、児童相談所を中核に市町、保健所、福祉事務所、警察、学校、医療機関等の関係機関との連携のもと、子どもを守る地域ネットワーク活動を展開し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

〔保護・自立支援〕

- ・小規模グループケア等の施設の小規模化の推進や心理療法担当職員等の配置等施設の専門的ケアの充実・機能強化を図ります。
- ・児童心理司や精神科医等によるカウンセリングの実施等保護者に対する助言・指導を通して親子関係の再構築を支援します。
- ・啓発活動による虐待を許さない社会づくりを推進するなど、児童虐待の再発防止に努めます。

(2) 高齢者虐待対策

① 現状と課題

- ・高齢者虐待防止法の趣旨の浸透や相談・通報窓口の定着により、相談・通報件数は増加傾向にありましたが、高齢者虐待に関する理解や対応力の向上、虐待防止の取組促進により、ここ数年は減少傾向にあります。

取組みを緩めると潜在化してしまいがちな高齢者虐待を、見過ごすことのないよう、対応人材の育成や市町の取組みの支援、関係機関との連携に一層努めていかなければなりません。

- ・養護者による虐待は、介護者の疲れやストレス、経済的困窮等が発生要因であることなどから、介護者が一人で抱えて孤立しないよう、周りのサポートや介護サービスの上手な利用で負担を軽減することが必要です。

また、認知症による言動の混乱も高齢者虐待の要因になっており、認知症に対する正しい理解と対応、認知症になっても暮らしやすい地域づくりが重要です。

- ・養介護施設従事者等による虐待については、組織全体で高齢者の尊厳を保持し、虐待を未然に防止する予防的取組みが大切です。虐待は突然発生するものではなく、ついやってしまった些細な権利侵害の蓄積が虐待に発展することもあります。日々の業務で不安なことがあったり不適切なケアが起ったりしたときに、すぐに相談や話し合いができること、介護相談員の受入れ、第三者委員会等の苦情対応システムの導入等、風通しのよい職場づくりにより虐待を防ぐことができます。

また、利用者やその家族から養介護施設従事者等へのクライアント・ハラスメントへの対応に努め、ストレスを軽減することも重要です。

〔高齢者虐待の状況〕

| | | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 |
|-------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 養介護施設従事者等による高齢者虐待 | 県・市町への相談・通報件数 | 8 | 7 | 13 | 17 | 17 |
| | 虐待の事実が認められた件数 | 1 | 3 | 3 | 6 | 5 |
| 養護者による高齢者虐待 | 市町への相談・通報件数 | 301 | 295 | 272 | 261 | 229 |
| | 虐待の事実が認められた件数 | 190 | 155 | 149 | 133 | 120 |

②対策

- ・ 高齢者虐待の発生予防・早期発見のため、高齢者虐待相談等窓口の設置及び周知、高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発、認知症高齢者やその介護方法等に関する知識・理解の普及、通報（努力）義務の周知等の市町等の取組みを支援します。
- ・ 虐待が起こる背景として、身体的、精神的、社会的、経済的要因等、様々な問題があるものと考えられることから、各関係機関等との有機的な連携・協力体制や地域における高齢者の問題解決に向けて支援するネットワークを構築する市町等の取組みを支援します。
- ・ 市町の高齢者虐待対応職員をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関等の職員に対する研修等に取り組み、専門的人材の確保及び資質の向上を図ります。

(3) 障がい者虐待対策

①現状と課題

- ・ 平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成 24 年 10 月に施行され、市町に、家庭、施設、職場における障がい者虐待の通報・届出の受理を行う「市町障がい者虐待防止センター」を、県に、職場における障がい者虐待の通報・届出の受理を行う「愛媛県障がい者権利擁護センター」を設置しました。
- ・ 障がい者虐待は、特定の人や家庭・場所に限らず、どこでも起こる可能性があり、虐待している人に、虐待をしている認識がない場合や虐待を受けている障がい者が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。
- ・ 障がい者虐待の未然防止や早期発見のために、一般県民への法制度の浸透を図るとともに、市町、関係機関との協力体制を整備し、さらには、障がい福祉サービス事業所等の従事者等の資質の向上を図る必要があります。
- ・ 行政機関や民間企業に、障がいを理由として不当な差別的扱いを禁止するとともに、合理的配慮を行政機関に義務付け、民間事業者にも努力義務を課すほか、障がい者差別を解消するための措置等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月に施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととされています。

②対策

- ・障がい者虐待の未然防止・早期発見のため、障がい者虐待に関する相談や通報等の窓口の周知を図るとともに、定期的にセミナー等を実施し、障がい者虐待に関する知識・理解の普及啓発に努めます。
- ・虐待が起こる背景として、身体的、精神的、社会的、経済的な諸問題があるものと考えられることから、「愛媛県障害者虐待防止連携会議」において各関係機関等との有機的な連携・協力体制や地域における障がい者の問題解決に向けて支援体制を構築します。
- ・市町の障がい者虐待対応職員をはじめとして、障がい福祉サービス事業所、関係団体、関係機関等の職員に対する研修等に取り組み、専門的人材の確保及び資質の向上を図ります。